

委員会提出議案第1号

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項の
一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項、第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年3月26日

提出者 議会運営委員長 高嶋 正朋

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項の一部を改正する議案

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項（平成22年3月23日議決）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分指定事項新旧対照表

改正案	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市議会の権限に属する次の事項は、市長において専決処分することができる。</p> <p>1（略）</p> <p>2 地方自治法第243条の2の2第8項の規定に基づき、職員の賠償責任の金額が100万円以下のものの免除をすること。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市議会の権限に属する次の事項は、市長において専決処分することができる。</p> <p>1（略）</p> <p>2 地方自治法第243条の2第8項の規定に基づき、職員の賠償責任の金額が100万円以下のものの免除をすること。</p> <p>3～6（略）</p>